

## 第3章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為事件の概況

令和4年中の係属件数は、前年からの繰越2件（対前年比3件減）である。  
令和4年中に終結したものはなかった。

#### 不当労働行為救済申立事件の係属・終結状況

(単位：件)

| 区分       |             | 年  |   |   |   |   |
|----------|-------------|----|---|---|---|---|
|          |             | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
| 係属<br>状況 | 前年繰越        |    | 1 | 3 | 4 | 2 |
|          | 新規<br>審査の再開 | 1  | 3 | 1 | 1 |   |
|          | 計           | 1  | 4 | 4 | 5 | 2 |
| 終結<br>状況 | 命令・決定<br>和解 |    | 1 |   | 2 |   |
|          | 取下げ         |    |   |   | 1 |   |
|          | 計           |    | 1 |   | 3 |   |
| 翌年繰越     |             | 1  | 3 | 4 | 2 | 2 |

### 1 新規申立状況

労働組合法第7条該当号別の新規申立状況は、次表のとおりである。

#### 7条該当号別新規申立状況

(単位：件)

| 7条該当号   |  | 年  |   |   |   |   |
|---------|--|----|---|---|---|---|
|         |  | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
| 1       |  |    |   |   |   |   |
| 2       |  |    |   |   | 1 |   |
| 3       |  | 1  |   |   |   |   |
| 4       |  |    |   |   |   |   |
| 1・2     |  |    | 1 | 1 |   |   |
| 1・3     |  |    |   |   |   |   |
| 1・4     |  |    |   |   |   |   |
| 2・3     |  |    |   |   |   |   |
| 2・4     |  |    |   |   |   |   |
| 3・4     |  |    |   |   |   |   |
| 1・2・3   |  |    | 2 |   |   |   |
| 1・2・4   |  |    |   |   |   |   |
| 1・3・4   |  |    |   |   |   |   |
| 2・3・4   |  |    |   |   |   |   |
| 1・2・3・4 |  |    |   |   |   |   |
| 計       |  | 1  | 3 | 1 | 1 |   |

[注]

1号...不利益取扱い    2号...団交拒否  
 3号...支配介入        4号...報復的不利益取扱い

## 2 事件終結状況

労働組合法第7条該当号別の終結状況は、次表のとおりである。

### 7条該当号別終結状況

(単位：件)

| 7条該当号 | 年<br>終結区分 | 30 | 元     | 2 | 3 | 4 |
|-------|-----------|----|-------|---|---|---|
|       |           | 1  | 命令・決定 |   |   |   |
|       | 和解        |    |       |   | 1 |   |
|       | 取下げ       |    |       |   | 1 |   |
|       | 計         |    |       |   | 2 |   |
| 2     | 命令・決定     |    |       |   |   |   |
|       | 和解        |    |       |   | 2 |   |
|       | 取下げ       |    |       |   | 1 |   |
|       | 計         |    |       |   | 3 |   |
| 3     | 命令・決定     |    | 1     |   |   |   |
|       | 和解        |    |       |   | 1 |   |
|       | 取下げ       |    |       |   |   |   |
|       | 計         |    | 1     |   | 1 |   |
| 4     | 命令・決定     |    |       |   |   |   |
|       | 和解        |    |       |   |   |   |
|       | 取下げ       |    |       |   |   |   |
|       | 計         |    |       |   |   |   |

[注] 件数は延件数である。

### 3 終結事件処理状況

令和4年中に終結したものはなかった。

#### 終結区分別平均処理日数

(単位：日)

| 区分 \ 年 | 30 | 元   | 2 | 3   | 4 |
|--------|----|-----|---|-----|---|
| 命令・決定  |    | 398 |   |     |   |
| 和解     |    |     |   | 517 |   |
| 取下げ    |    |     |   | 388 |   |
| 総平均    |    | 398 |   | 474 |   |

#### 処理日数区分別状況

(単位：件)

| 区分 \ 年        | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 |
|---------------|----|---|---|---|---|
| 1日から 30日まで    |    |   |   |   |   |
| 31日から 100日まで  |    |   |   | 1 |   |
| 101日から 200日まで |    |   |   |   |   |
| 201日から 300日まで |    |   |   |   |   |
| 301日から 400日まで |    | 1 |   | 1 |   |
| 401日から 500日まで |    |   |   |   |   |
| 501日から        |    |   |   | 1 |   |

#### 4 業種別不当労働行為事件数

業種別の係属事件数は、次表のとおりである。

#### 業種別不当労働行為事件数

(単位：件)

| 業種                  | 年 | 30 | 元    | 2    | 3    | 4    |
|---------------------|---|----|------|------|------|------|
| 農業、林業               |   |    |      |      |      |      |
| 漁業                  |   |    |      |      |      |      |
| 鉱業、採石業、砂利採取業        |   |    |      |      |      |      |
| 建設業                 |   |    |      |      |      |      |
| 製造業                 |   |    | 1    | 1(1) | 1(1) |      |
| 化学工業                |   |    |      |      |      |      |
| 非鉄金属製造業             |   |    |      |      |      |      |
| 生産用機械器具製造業          |   |    | 1    | 1(1) | 1(1) |      |
| 電気・ガス・熱供給・水道業       |   |    |      |      |      |      |
| 情報通信業               |   |    |      |      |      |      |
| 運輸業、郵便業             |   | 1  | 1(1) |      |      |      |
| 道路旅客運送業(ハイ・タク)      |   |    |      |      |      |      |
| 道路貨物運送業             |   |    |      |      |      |      |
| 水運業                 |   |    |      |      |      |      |
| 郵便業(信書便事業を含む)       |   | 1  | 1(1) |      |      |      |
| 卸売業、小売業             |   |    |      | 1    | 1(1) |      |
| 金融業、保険業             |   |    |      |      |      |      |
| 不動産業、物品賃貸業          |   |    |      |      |      |      |
| 学術研究、専門・技術サービス業     |   |    |      |      | 1    |      |
| 宿泊業、飲食サービス業         |   |    |      |      |      |      |
| 生活関連サービス業、娯楽業       |   |    |      |      |      |      |
| 娯楽業                 |   |    |      |      |      |      |
| 教育、学習支援業(自動車教習所を含む) |   |    | 2    | 2(2) | 2(2) | 2(2) |
| 医療、福祉               |   |    |      |      |      |      |
| 医療業                 |   |    |      |      |      |      |
| 社会保険・社会福祉・介護事業      |   |    |      |      |      |      |
| 複合サービス事業            |   |    |      |      |      |      |
| サービス業               |   |    |      |      |      |      |
| 職業紹介・労働者派遣業         |   |    |      |      |      |      |
| 公務                  |   |    |      |      |      |      |
| 分類不能の産業             |   |    |      |      |      |      |
| 計                   |   | 1  | 4(1) | 4(3) | 5(4) | 2(2) |

[注] 1 ( )は前年繰越分で内数である。

2 業種は日本標準産業分類に基づく分類である。



## 第2節 不当労働行為事件一覧表

| 事件番号      | 申立人 | 申立年月日   | 終結年月日 | 申立該当号       | 申立内容                                       | 終結区分 | 審査委員             | 参与委員 |                                    | 処理日数 |
|-----------|-----|---------|-------|-------------|--|------|------------------|------|------------------------------------|------|
|           |     |         |       |             |  |      |                  | 労    | 使                                  |      |
| ※平成31年第1号 | 組合  | 31.2.19 | —     | 1<br>2      | 不利益取扱い<br>是正<br>誠実団交実施<br>謝罪文の掲示           | —    | (長)<br>大熊・<br>武智 | 弓立   | (~R3.9.5)<br>大西<br>(R3.9.6~)<br>八塚 | 係属中  |
| ※令和元年第3号  | 組合  | 元.9.30  | —     | 1<br>2<br>3 | 不利益取扱い<br>是正<br>誠実団交実施<br>支配介入禁止<br>謝罪文の掲示 | —    | (長)<br>大熊・<br>武智 | 弓立   | (~R3.9.5)<br>大西<br>(R3.9.6~)<br>八塚 | 係属中  |

※ 令和元年10月18日に両事件の併合を決定

## 第3節 不当労働行為事件の概要

### ○平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号併合事件

#### 1 当事者

申立人 A労働組合  
被申立人 学校法人B

#### 2 申立及び終結状況

平成31年2月19日 平成31年(不)第1号事件申立て  
令和元年9月30日 令和元年(不)第3号事件申立て  
(令和元年10月18日 令和元年(不)第3号事件と併合を決定)

#### 3 審査委員

(長) 大熊伸定 武智雅子

#### 4 参与委員

(労) 弓立浩二 (～令和3年9月5日) (使) 大西宏昭  
(令和3年9月6日～) (使) 八塚 洋

#### 5 申立人の請求する救済内容(法第7条1・2・3号)

- (1) 被申立人は、申立人組合員X1、同X2、同X3に対する休日・深夜の研究室利用及び休日・深夜労働に対する賃金支払の差別是正のため次の措置をとらなけ

ればならない。

ア X 1 に対して、休日・深夜の研究室利用にあたっての事前申請の有無を問題視して、就業規則上の明確な根拠もないまま、許可なく深夜及び休日勤務を繰り返した場合には再度注意書を発出すると警告するなどの威嚇措置や不利益取扱いを行ってはならず、日頃の研究・教育活動の自由を不当に制限してはならない。

イ X 1 に対して、業務のために深夜・休日労働を行った事実を確認した場合に、法人の許可がないとして賃金（割増賃金）を支給しないという不利益な取扱いをしてはならず、平成 30 年 12 月 5 日、同月 9 日、同月 11 日、同月 13 日、同月 14 日、同月 16 日、同月 17 日、同月 18 日の深夜・休日割増賃金について、業務のために深夜・休日労働を行った事実を確認している部分については法人の許可の有無を問わず、既払割増賃金との差額を支払うこと。

ウ X 2 及び X 3 に対して、日頃の研究・教育活動の自由を過度に制約して、その活動に支障を生じさせるという不利益を与えてはならない。

エ X 3 に対して、業務のために深夜・休日労働を行った事実を確認した場合に、法人の許可がないとして賃金（割増賃金）を支給しないという不利益な取扱いをしてはならない。

オ X 2 に対して、業務のために休日労働を行った事実を確認した場合に、管理監督者に該当するなどとして賃金（割増賃金）を支給しないという不利益な取扱いをしてはならない。

(2) 被申立人は、X 1 が申立人労働組合の組合活動の一環として行った SNS 上の情報発信（平成 31 年 2 月 20 日付け記事）がハラスメントに該当すると認定したことを撤回し、これをなかつたものとして扱い、X 1 に対して人事上不利益な措置を課してはならない。

(3) 被申立人は、法人常務理事の Y 1 をして、被申立人の理事長らで組織する機関に X 1 に対する報復ないし威嚇的なハラスメント申立てをさせることにより申立人労働組合の運営に支配介入（組合活動の弱体化を図る行為）をしてはならない。

(4) 被申立人は、申立人労働組合が、平成 30 年 12 月 4 日付け、平成 31 年 2 月 19 日付け、平成 31 年 4 月 3 日付け、平成 31 年 4 月 22 日付けにて、それぞれ申し入れた団体交渉について以下のとおり不誠実な交渉態度を是正し、誠実に交渉に応じなければならない。

ア 申立人が、実質的な交渉を行うべく第 2 回団体交渉以降、繰り返し法人の理事長の出席を求めていたにもかかわらず、理事長の出席を拒み、実質的な交渉権限のない者を出席させて誠実な交渉を行わない態度を是正すること。

イ 申立人が、団体交渉事項として申入れを行っている、労使協定の締結当事者や就業規則改正の意見聴取対象となる過半数代表者の公正な選出手続きについて、組合との団体交渉を経ずに、自主性不備組合である教職員会に対して過半数代表者の選出を要請し、過半数代表者選出手続を進めさせて、当該手続に

より選出された過半数代表者と労使協定の締結を行って専門業務型裁量労働制の導入を図り、組合から指摘されていた法的問題点を糊塗するような態度を是正すること。

- (5) 被申立人は、申立人への便宜供与について、別組合である教職員会と差別するなどして申立人の運営に支配介入してはならず、申立人に対して組合事務所及び組合掲示板を供与するものとし、その設置場所、大きさ、個数など具体的条件について申立人と速やかに協議しなければならない。
- (6) 謝罪文の掲示

## 6 申立人の主張（概要）

### (1) 労働組合法第7条第1号（不利益取扱い）関係

ア 次に掲げる行為は、被申立人の（あるいは被申立人に帰責されるものとして）X1組合員に対する労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(ア) 被申立人が、X1組合員の平成30年12月5日、同月9日、同月11日、同月13日、同月14日、同月16日、同月17日及び同月18日の深夜及び休日勤務を許可せず、割増手当を支給しないこと。

(イ) 被申立人が、X1組合員又は申立人執行委員長に対して、深夜及び休日勤務に関し、次の文書を交付したこと。

a 平成30年12月20日付け「注意書」

b 平成31年1月30日付け「2018年12月25日開催の団体交渉について」

c 平成31年1月30日付け「通知書」

(ウ) 常務理事であるY1教授が、X1組合員のSNS上の記事（平成30年12月20日付け及び平成31年2月20日付け発信）がハラスメントに該当するとして、平成31年3月4日付け文書により、ハラスメント申立てをしたこと。

(エ) ハラスメント防止委員会が、前記（ウ）のハラスメント申立てを受けて、調査・審議を実施し、令和2年6月8日付け文書により、X1組合員のSNS上の記事（平成31年2月20日付け発信）をハラスメントに該当すると認定したこと。

イ 次に掲げる被申立人の行為は、X3組合員及びX2組合員の研究・教育活動に支障を生じさせたものとして、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(ア) 深夜及び休日の研究室利用を原則として禁止し、深夜及び休日に、X3組合員・X2組合員の研究室に守衛を巡回させるなどして、利用目的を確認したこと。

ウ 次に掲げる被申立人の行為は、X3組合員及びX2組合員に対する労働組合法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(ア) X3組合員が申立人組合に加入して以降、同人に対して、深夜・休日労働許可制を理由に、深夜及び休日勤務にかかる割増手当を支給しないこと。

(イ) X2組合員が申立人組合に加入して以降、同人に対して、深夜・休日労働許可制及び管理監督者に該当することを理由に、深夜及び休日勤務に係る割増手当を支給しないこと。

### (2) 労働組合法第7条第2号（団体交渉拒否）関係

平成30年12月25日（第1回）、平成31年3月12日（第2回）、同年4月26日（第3回）、令和元年7月12日（第4回）、同年9月5日（第5回）、同年11月14日（第6回）、同年12月19日（第7回）、令和2年2月25日（第8回）開催の団体交渉における、次に掲げる被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

ア 申立人が理事長の出席を要求したにもかかわらず、理事長が団体交渉に出席せず、総務担当の常務理事らを出席させ、団体交渉を行わせたこと。

イ 労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との平成31年3月27日付け労使協定締結に当たり、過半数代表者の選出について、申立人との団体交渉を経なかったこと。

ウ ①深夜・休日労働の把握方法及び裁量労働制の在り方について（第4回団体交渉）、②前記(1)ア（ウ）のハラスメント申立てについて（第5回団体交渉及び第8回団体交渉）、③令和2年4月1日施行の就業規則変更について（第6回団体交渉ないし第8回団体交渉）、組合が述べた意見に応答せず、説明や資料開示を拒むなどの対応をしたこと。

(3) 労働組合法第7条第3号（支配介入）関係

次に掲げる被申立人の行為は、労働組合法第7条第3号の不当労働行為に該当する。

ア 前記(1)ア（ウ）の行為

イ 前記(1)ア（エ）の行為

ウ 教職員会に事務所及び掲示板を貸与し、申立人に組合事務所及び組合掲示板の貸与を拒否していること。

7 被申立人の主張（概要）

本件申立てをいずれも棄却するとの命令を求める。

- (1) 被申立人の行為は適正な対応等であり、組合員であることや組合活動等を理由とする不利益取扱いに該当しない。
- (2) ハラスメント防止委員会及び同調査委員会は慎重かつ公正な手続の進行に努めてきており、不利益取扱いであるとか、支配介入であるなどと評価されるべきではない。
- (3) 実際に現場の労務管理に係る業務処理を担当している総務担当の常務理事らに交渉を担当させることは何ら不当ではないから、被申立人の対応が不誠実団交と評価されるべき理由はない。
- (4) 組合事務所・掲示板を貸与できないのは、施設管理上の都合によることであって、合理的な理由があるから支配介入に該当しない。

## 8 審査概要

| 調査回数              | 審問回数 | 証人等  |       |    | 処理日数 |
|-------------------|------|------|-------|----|------|
|                   |      | 申立人側 | 被申立人側 | 双方 |      |
| 併合前 4回<br>併合後 16回 | 7回   | 4人   | 2人    | 3人 | 係属中  |

## 9 令和4年の審査状況

事件を併合して、調査を1回及び審問を4回実施した。

### 第4節 再審査事件

令和4年中に再審査事件はなかった。

### 第5節 不当労働行為事件の審査の目標期間、並びに審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況(労働組合法第27条の18関係)

#### 1 審査の目標期間

当委員会における不当労働行為事件の審査は、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内に命令を発することを目標に実施する。

(平成17年1月14日第1112回公益委員会議決定)

#### 2 審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況

前記第1節ないし第3節に記載のとおりである。

[ 参 考 ]

### 不当労働行為の審査のながれ

